参考給与表についての説明

第Ⅰ　参考給与表関係

一　作成に当たっての基本的な考え方

教育職員に適用される俸給表は、従来から、行政職俸給表（一）との均衡を考慮して作成されてきたことから、今回の国立大学法人及び大学共同利用機関法人に勤務する教育職員に適用される給与表の参考となる給与表等（以下「参考給与表等」という。）の作成においても同様に、人事院勧告による行政職俸給表（一）との均衡を考慮することとした。

二　旧教育職俸給表（一）に相当する参考給与表

1　参考給与表の水準

現行の教育職俸給表（一）の職務の級に相当するものについては、勧告による改定をそのまま用いることとし、職務の級「１級」については、行政職俸給表（一）との均衡を考慮した。

（注）平均の改定額及び改定率は、次のとおりである。

①　１７年官民較差改定分　▲ 1,488円(▲0.3%)

②　給与構造の見直し分　▲24,551円(▲5.5%)

2　職務の級の取扱い

現行の教育職俸給表（一）の職務の級に相当するものについては、勧告による改定をそのまま用いることとし、いわゆる教務職員に適用される職務の級の「１級」を追加した。

（注）　勧告では、今回の給与構造の見直しの中で、職務・職責に応じた給与の推進という観点から、一部の俸給表において職務の級の再編整理が行われている。現行の教育職俸給表（一）についてみると、教授に適用される職務の級「４級」の上に、気象大学校の教頭等に適用を予定している職務の級「５級」が新設されているので、参考給与表でもそれをそのまま６級として新設した。

3　号俸構成

（1）号俸の分割（給与構造の見直し関係）

現行の教育職俸給表（一）の職務の級に相当する級については、勧告による改定をそのまま用いることとしたほか、参考給与表の職務の級「1級」の号俸についても、他の職務の級の場合と同様に4分割した。

（2）号俸のカット（給与構造の見直し関係）

現行の教育職俸給表（一）の職務の級に相当する級については、勧告による改定をそのまま用いることとしたが、参考給与表における職務の級「1級」については、初任の級であることを考慮し号俸のカットは行わないこととした。

（注）　今回の勧告による号俸のカットは、平成4年に導入された1号俸上位昇格制度の効果及び平成8年実施のいわゆる号俸の間引きの効果により、現在在職者がいないか又は極めて少ない号俸をカットしたものである。

国立大学等の教育職員の在職状況をみると、今回の勧告によりカットされる号俸に相当する参考給与表の号俸に在職者が存するものの、それは極めて少数であり、勧告による改定と異なる措置は必要ないものと考える。

（3）号俸の延長

国立大学等の在職実態を踏まえ、勧告による号俸延長の基準（最大3号俸）を用い、参考給与表の全ての職務の級について、それぞれ3号俸の号俸延長を行うこととした。　現在いわゆる枠外の俸給月額を受ける職員の数及び割合の号俸延長による変化は、次のとおりである。

1級	枠外者数	現	44人(8.6%)	新	2人(0.4%)
2級	〃		478人(2.9%)		41人(0.2%)
3級	〃		76人(1.5%)		3人(0.1%)
4級	〃		577人(3.3%)		34人(0.2%)
5級	〃		2,043人(9.3%)		143人(0.7%)

（注）　今回の勧告による号俸延長は、いわゆる枠外昇給制度が廃

止されることから、特別の措置として現行枠外在職者の実態を踏まえて措置されたものである。

（4）昇格時の号俸決定方法の変更

昇格時の号俸決定方法について、いわゆる１号俸上位昇格制度に代えて、どの号俸からの昇格でも一定の昇格メリットが生ずるよう、昇格前の俸給月額に対応する基幹号俸（各職務の級の初号を基点として４号俸ごとに置かれる号俸）の俸給月額に職務の級別に一定額を加算した額に対応する上位の職務の級の基幹号俸に所要の号俸数を加算した号俸の俸給月額に決定する方法に改めることとする。

（注）　昇格時の号俸決定は、原則として次に掲げる額を加算して行うこととなるが、具体的には、職務の級別に、昇格対応号俸表を定めることとなる。

３級昇格－－－10,000円	４級昇格－－－11,000円
５級昇格－－－11,000円	６級昇格－－－13,000円

モデル給料表についての説明

第Ⅰ　モデル給料表関係

一　作成に当たっての基本的な考え方

教育職員に適用される俸給表は、従来から、行政職俸給表（一）との均衡を考慮して作成されてきたことから、今回の公立の高等学校、中学校、小学校及び幼稚園等に勤務する教育職員に適用される給料表のモデルとなる給料表等（以下「モデル給料表等」という。）の作成においても同様に、人事院勧告による行政職俸給表（一）との均衡を考慮することとした。

二　旧教育職俸給表（二）に相当するモデル給料表

1　モデル給料表の水準

行政職俸給表（一）との均衡を基本とし、同年次同率による引下げ改定を行った。

（注）平均の改定額及び改定率は次のとおりである。

①　１７年官民較差改定分　　▲ 1,221円(▲0.3%)

②　給与構造の見直し分　　▲18,118円(▲4.9%)

2　職務の級の取扱い

平成１６年３月３１日現在の旧教育職俸給表（二）と同様の４級制とし、職務の級の新設・統合は行わないこととした。

3　号俸構成

（1）号俸の分割（給与構造の見直し関係）

行政職俸給表（一）との均衡を基本として４分割した。

（2）号俸のカット

旧教育職俸給表（二）の職務の級「３級」及び「４級」に相当するモデル給料表の職務の級の号俸について、次のとおりカットした。

３級－－－３号俸　　４級－－－５号俸

（注）① 今回の勧告による号俸のカットは、平成４年に導入された１号俸上位昇格制度の効果及び平成８年実施のいわゆる号俸の間引きの効果により、現在在職者がいないか又は極めて少ない号俸をカットしたものである。

② 号俸のカットに当たっては、従前からの連続性を考慮して、国立大学の附属の高等学校等に勤務する教育職員の在職状況を踏まえて行った。ちなみに、カット対象号俸には在職者は存してない。

（３）号俸の延長

国立大学の附属の高等学校等に勤務する教育職員の在職実態を踏まえ、勧告による号俸延長の基準（最大３号俸）を用い、モデル給料表の職務の級「２級」について、３号俸の号俸延長を行うこととした。

現在いわゆる枠外の俸給月額を受ける職員の数及び割合の号俸延長による変化は、次のとおりである。

２級　枠外者数　　現94人(4.4%)　　新３人(0.1%)

（注）　今回の勧告による号俸延長は、いわゆる枠外昇給制度が廃止されることから、特別の措置として現行枠外在職者の実態を踏まえて措置されたものである。

（４）昇格時の号俸決定方法の変更

昇格時の号俸決定方法について、いわゆる１号俸上位昇格制度に変えて、どの号俸からの昇格でも一定の昇格メリットが生ずるよう、昇格前の俸給月額に対応する基幹号俸（各職務の級の初号を基点として４号俸ごとに置かれる号俸）の俸給月額に職務の級別に一定額を加算した額に対応する上位の職務の級の基幹号俸に所要の号俸数を加算した号俸の俸給月額に決定する方法に改めることとする。

（注）　昇格時の号俸決定は、原則として次に掲げる額を加算して行うこととなるが、具体的には、職務の級別に、昇格対応号俸表を定めることとなる。

３級昇格－－－10,000円　　４級昇格－－－10,000円

三　旧教育職俸給表（三）に相当するモデル給料表

1　モデル給料表の水準

行政職俸給表（一）との均衡を基本として、同年次同率による引下げ改定を行った。

（注）平均の改定額及び改定率は、次のとおりである。

①　１７年官民較差改定分　▲ 1,180円(▲0.3%)

②　給与構造の見直し分　▲16,690円(▲4.7%)

2　職務の級の取扱い

平成１６年３月３１日現在の旧教育職俸給表（三）と同様の４級制とした。

3　号俸構成

（1）号俸の分割（給与構造の見直し関係）

行政職俸給表（一）との均衡を基本として４分割した。

（2）号俸のカット

旧教育職俸給表（三）の職務の級「３級」及び「４級」に相当するモデル給料表の職務の級の号俸について、次のとおりカットした。

３級－－－２号俸　　４級－－－５号俸

（注）　号俸カットの考え方は、旧教育職俸給表（二）に相当するモデル給料表の（注）①及び②と同様である。

（3）号俸の延長

国立学校の附属の中学校、小学校、幼稚園等に勤務する教育職員の在職実態を踏まえ、勧告による号俸延長の基準（最大３号俸）を用い、モデル給料表の職務の級「２級」について、３号俸の号俸延長を行った。

号俸延長により、現在いわゆる枠外の俸給月額を受ける職員の数及び割合の変化は、次のとおりである。

２級　枠外者数　　現35人(1.0%)　　新１人(0.03%)

（4）昇格時の号俸決定方法の変更

昇格時の号俸決定方法の変更の内容は、旧教育職俸給表（二）に相当するモデル給料表と同様である。

（注）　昇格時の号俸決定は、原則として次に掲げる額を加算して行うこととなるが、具体的には職務の級別に、昇格対応号俸表を定めることとなる。

３級昇格－－－10,000円　　４級昇格－－－10,000円

第Ⅱ　教育職関係モデル手当額の扱い

一　教職調整額

小学校、中学校、高等学校等に勤務する教育職員に支給される教職調整額は、その職務の特殊性に基づき支給されるものであり、公立学校のそれについては、「公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法」で「給料月額の100分の4」に相当する額を基準として定めることとされている。したがって、今回の給料表の改定との関係で金額的にはその額が低下することとなるが、この点は一般の職員の超過勤務手当の単価が低下する場合と同じであり、今回特別にその支給割合を改定する必要はないと認められる。

二　義務教育教員特別手当

小学校、中学校、高等学校等に勤務する教育職員（校長、教頭を含む。）に支給されている義務教育教員特別手当は、俗にいう人材確保法に基づく教員給与の特別改善の一環として設けられた手当であり、昭和５３年４月１日以降同日における給料月額の６％に相当する額で定められ今日に至っている。これに対して永年金額として据え置かれていることを理由にその改善を求める意見が存するが、もともと前記のように教員給与の特別改善の一環として、あらかじめ措置された予算の範囲内でその額が定められたという経緯のものであり、この点を考慮すると今回の給料表の改定との関連でこれを改定する必要性は存しないものと考えられる。

ちなみに付記すれば、この手当の給料月額に対する平均割合は、概ね次のような割合である。

	旧教育(二)	旧教育(三)
＊現行	3.7%	3.7%
＊17年官民較差に基づく給与表	3.7%	3.8%
＊給与構造の見直しに基づく給与表	3.9%	3.9%

モデル本給表についての説明

第Ⅰ　モデル本給表関係

一　作成に当たっての基本的な考え方

教育職員に適用される俸給表は、従来から、行政職俸給表（一）との均衡を考慮して作成されてきたことから、今回の国立高等専門学校に勤務する教育職員に適用される本給表のモデルとなる本給表等（以下「モデル本給表」という。）の作成においても同様に、人事院勧告による行政職俸給表（一）との均衡を考慮することとした。

二　旧教育職俸給表（四）に相当するモデル本給表

1　モデル本給表の水準

現行の教育職俸給表（二）の職務の級に相当するものについては、勧告による改定をそのまま用いることとし、職務の級「４級」及び「５級」については、行政職俸給表（一）との均衡を考慮した。

（注）平均の改定額及び改定率は、次のとおりである。

①　１７年官民較差改定分　▲ 1,464円(▲0.3%)

②　給与構造の見直し分　▲24,423円(▲5.4%)

2　職務の級の取扱い

現行の教育職俸給表（二）の職務の級に相当するものについては、勧告による改定をそのまま用いることとし、教授に適用される職務の級「４級」及び校長に適用される職務の級として「５級」並びに「６級」を追加した。

（注）　勧告では、今回の給与構造の見直しの中で職務・職責に応じた給与の推進という観点から、行政職俸給表（一）、教育職俸給表（一）等の一部の俸給表において、職務の級の再編整理が行われている。そこで、現行の教育職俸給表（二）に相当するモデル本給表においても、従来からのこれら俸給表との均衡という観点から、「４級」及び「５級」の追加と併せて、「新６級」を新設することとした。

3　号俸構成

（1）号俸の分割（給与構造の見直し関係）

現行の教育職俸給表（二）の職務の級に相当する級については、勧告による改定をそのまま用いることとしたほか、モデル本給表の職務の級「4級」、「5級」及び「新6級」の号俸についても、他の職務の級の場合と同様に4分割した。

（2）号俸のカット（給与構造の見直し関係）

現行の教育職俸給表（二）の職務の級に相当する級については、勧告による改定をそのまま用いることとし、モデル本給表の職務の級の号俸について、次のとおりカットした。

（3級－－－1号俸）　　4級－－－3号俸
5級－－－6号俸

（注）　今回の勧告による号俸のカットは、平成4年に導入された1号俸上位昇格制度の効果及び平成8年実施のいわゆる号俸の間引きの効果により、現在在職者がいないか又は極めて少ない号俸をカットしたものである。

国立高等専門学校の教育職員の在職状況をみると、職務の級「5級」のカット対象号俸に1人在職するが、極めて小人数であり、勧告におけるカットの基準と異なる措置は必要ないものと考える。

（3）号俸の延長

国立高等専門学校の在職実態を踏まえ、勧告による号俸延長の基準（最大3号俸）を用い、モデル本給表の職務の級「3級」、「4級」及び「5級」について、それぞれ3号俸の号俸延長を行うこととした。

現在、いわゆる枠外の俸給月額を受ける職員の数及び割合の号俸延長によるによる変化は、次のとおりである。

3級	枠外者数	現 53人	新 0人
4級	〃	235人	13人（0.8%）
5級	〃	10人	4人（14.8%）

（注）　今回の勧告による号俸延長は、いわゆる枠外昇給制度が廃

止されることから、特別の措置として現行枠外在職者の実態を踏まえて措置されたものである

（4）昇格時の号俸決定方法の変更

昇格時の号俸決定方法について、いわゆる１号俸上位昇格制度に変えて、どの号俸からの昇格でも一定の昇格メリットが生ずるよう、昇格前の俸給月額に対応する基幹号俸（各職務の級の初号を基点として４号俸ごとに置かれる号俸）の俸給月額に職務の級別に一定額を加算した額に対応する上位の職務の級の基幹号俸に所要の号俸数を加算した号俸の俸給月額に決定する方法に改めることとする。

（注）　昇格時の号俸決定は、原則として次に掲げる額を加算して行うこととなるが、具体的には、職務の級別に、昇格対応号俸表を定めることとなる。

３級昇格－－－10,000円	４級昇格－－－10,000円
５級昇格－－－10,000円	６級昇格－－－10,000円